

平成19年給与等に関する報告及び勧告の骨子

平成19年10月12日
沖縄県人事委員会

《本年の勧告のポイント》

- ① 初任給を中心に若年層に限定した給料表の引上げ（中高齢層は据置き）、子等に係る扶養手当の引上げ
- ② 期末・勤勉手当（ボーナス）の引下げ（△0.1月分）

～ 期末・勤勉手当の引下げにより職員の平均年間給与はマイナス
（行政職平均 △25,752円、△0.42%）

1 給与勧告の基本的考え方

(1) 給与勧告の意義

給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与水準を確保する機能を有し、職員の士気を高め、人材の確保や労使関係等の安定に寄与するなど、能率的な行政運営を維持する上での基盤

(2) 給与決定の考え方

地方公務員法の趣旨に則り、人事院勧告の内容及び他の都道府県の状況並びに民間給与実態調査の結果、その他の事情を総合的に勘案

（地方公務員法第24条第3項「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」）

2 民間給与との比較

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内367の民間事業所から無作為抽出した147事業所を实地調査

その結果、職員給与が民間給与を月例給については3,752円（1.01%）、特別給（ボーナス）については0.19月上回った

一方、初任給については、公務が民間を大卒で8,133円（4.8%）、短大卒で2,102円（1.4%）、高卒で1,324円（0.9%）下回った

3 給与改定の内容

(1) 給料表

職員給与が民間給与を上回るものの、以下の点を総合的に勘案し、中高齢層は据え置き、初任給を中心に若年層に限定した改定

- ・職員給与は、昨年から実施している給与構造改革において平均4.8%、最大で7%以上引き下げた給料表により、経過措置を設け、段階的に引下げを行っている状況にあり、次年度以降、較差は解消される見込みであること
- ・初任給については、公務が民間を下回っていることと併せて、近年、職員採用試験の申込者数が減少してきている状況から、公務における有能な人材の確保について配慮
- ・県内の国家公務員や他の都道府県との均衡を考慮

- ・若年層に限った改定は、給与構造改革の目的でもある給与カーブのフラット化を進め、年功的な給料表構造の改善に資するものであること

《改定率及び初任給（行政職給料表）》

改定率 1級 1.07%、2級 0.62%、3級 0.01%、4級以上は改定なし
初任給 上級 172,200円（現行170,200円）、中級 152,800円（現行151,000円）
初級 140,100円（現行138,400円）

(2) 扶養手当

少子化対策の推進への配慮という人事院勧告の改定の趣旨を踏まえ、子等に係る支給月額を500円引上げ（6,000円→6,500円）

(3) 期末・勤勉手当（ボーナス）

民間の支給状況を踏まえつつ、国や他の都道府県の状況及び職員の士気への影響等諸事情を総合的に勘案し、年間支給割合を0.1月分引き下げ（4.45月 → 4.35月）

【実施時期】

平成19年4月1日（期末・勤勉手当についてはこの勧告を実施するための条例の公布日）

○参考（行政職）

行政職給料表適用職員（4,727人）
平均年齢 42.6歳 平均経験年数 20.0年
平均給与月額 改定前369,445円→改定後370,166円（721円、0.20%）
（内訳 給料 394円、扶養手当 315円、はね返り 12円）
平均給与年額 改定前6,101,462円→改定後6,075,710円（△25,752円、△0.42%）

(4) 給与構造の改革（平成20年度において実施する事項）

- ・地域手当

平成22年度までの間は暫定的な支給割合としており、国の改定に合わせ、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間の支給割合を引上げ

(5) その他の課題

- ・特殊勤務手当の適切な見直し
- ・勤務実績の給与への適切な反映

4 公務運営について

- (1) 新たな人事評価制度の整備
- (2) 多様な人材の確保及び育成
- (3) 総実勤務時間の短縮
- (4) 心身の健康管理対策
- (5) 男女共同参画社会の推進
- (6) 公務員倫理の確立